

グループ保険制度配当金お支払いのお知らせ

日頃、明治安田グループ保険制度につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、2017年（1月1日～12月31日）の明治安田グループ保険制度の契約については、12月末日で保険期間が終了となり、今般配当金をお支払いすることとなりました。配当金額および配当率、給付状況は下記のとおりです。

記

1. 配当金と配当率（年間払込み保険料に対する率と金額）

| | | | | | |
|----------|--------------|-----|------|------|------|
| グループ保険制度 | 182,881,232円 | 配当率 | 約55% | （前年度 | 約47% |
| 医療保障保険制度 | 11,517,813円 | 配当率 | 約36% | （前年度 | 約34% |

2. 給付状況

| | | | | | |
|----------|-----|-------------|------|-----|---------------|
| グループ保険制度 | 4件 | 96,200,000円 | （前年度 | 8件 | 123,900,000円） |
| 医療保障保険制度 | 47件 | 2,554,000円 | （前年度 | 63件 | 3,953,000円） |

3. 配当金振込日

2018年3月20日（振込専用口座）

以上

グループ保険制度・医療保障保険制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。（但し、新医療サポート制度、重病克服支援制度、総合医療保険制度、リビングリスク総合補償制度、給付継続コース、療養収入補償制度、長期療養収入補償制度については配当金はありません）

グループ保険制度と医療保障保険制度は、別々に収支計算を行います。

配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

当ホームページに掲載している内容は2017年度の制度内容（2018年2月19日時点）のものです。ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

MY-A-17-他-008483